

那覇市警備・清掃業務におけるスライド条項の運用について（受注者向け）

本市では令和8年度以降に履行期間が開始となる警備・清掃業務委託契約について、スライド条項制度を導入します。スライド条項の主な目的は、契約期間中に最低賃金や建築保全業務労務単価(以下「労務単価」という。)が変動し、当該業務委託の契約金額が不適当となったと認める場合に、新たな労務単価に基づき契約金額を再計算し、当該業務の適正な履行を確保するものです。

1. 適用対象契約等

適用対象契約		複数年にわたる警備または清掃にかかる業務委託契約。 ただし、基準日(以下2を参照)以降、残りの履行期間が2か月以上ある契約に限る。
契約金額の変更方法	対象	履行開始日から12か月を経過した日以降の未履行期間における直接人件費。 3年以上の契約における、2回目以降の変更契約を行う場合は、前回のスライド条項による変更契約をした基準日から12か月経過した日以降の未履行期間における直接人件費。
	請求者の負担	残契約金額の100分の1

2. 請求日及び基準日等

- (1)請求日:受注者又は発注者が契約代金額の変更の協議(以下、「スライド協議」という。)を請求した日。
- (2)基準日:変更後の契約額を算出する基準となる日。
- (3)未履行期間:基準日以降の履行期間。

3. 入札公告・契約締結

制度の対象となる契約は、入札公告の際および契約書にスライド条項の対象契約であることを明示します。

- (1)入札公告に「本契約は、複数年にわたる委託契約におけるスライド条項を適用する契約である」旨の文言を記載します。

(2)契約書には「スライド条項による変更契約が可能である」旨の条項を設けます(別紙「契約書に定めるスライド条項の例」参照)。

4. スライド額の算出

スライド額の算出

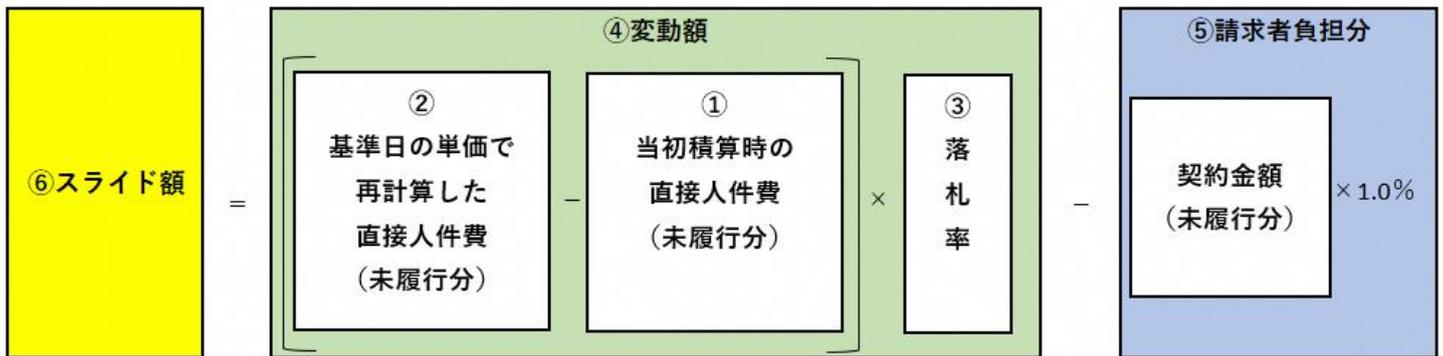


図:スライド額の算出イメージ

スライド額は「①本市による当初積算時の直接人件費(契約未履行期間分)」に「②基準日における労務単価を用いて①と同様に再計算した直接人件費(契約未履行期間分)」を乗じた額に「③落札率」を乗じて「④変動額」を算出します。

「④変動額」から「⑤請求者負担分(契約未履行期間分における額に1.0%を乗じた額)」を控除した額を「⑥スライド額」とします。

(1)契約金額増額の場合(以下「増額スライド」という。)のスライド額の算出式

$$S^1 = ((X^2 - X^1) \times R) - (K \times P)$$

ただし、 $((X^2 - X^1) \times R) > (K \times P)$

(2)契約金額減額の場合(以下「減額スライド」という。)のスライド額の算出式

$$S^2 = ((X^1 - X^2) \times R) - (K \times P)$$

ただし、 $((X^1 - X^2) \times R) > (K \times P)$

S¹:増額スライドのスライド額(発注者の負担額)

S²:減額スライドの場合のスライド額(受注者の負担額)

X¹:変更前の直接人件費(税抜)

X²:変更後(基準日)の労務単価で算出したX¹に相当する額(1円未満端数切捨て)

R:落札率(小数第2位を切り上げ)

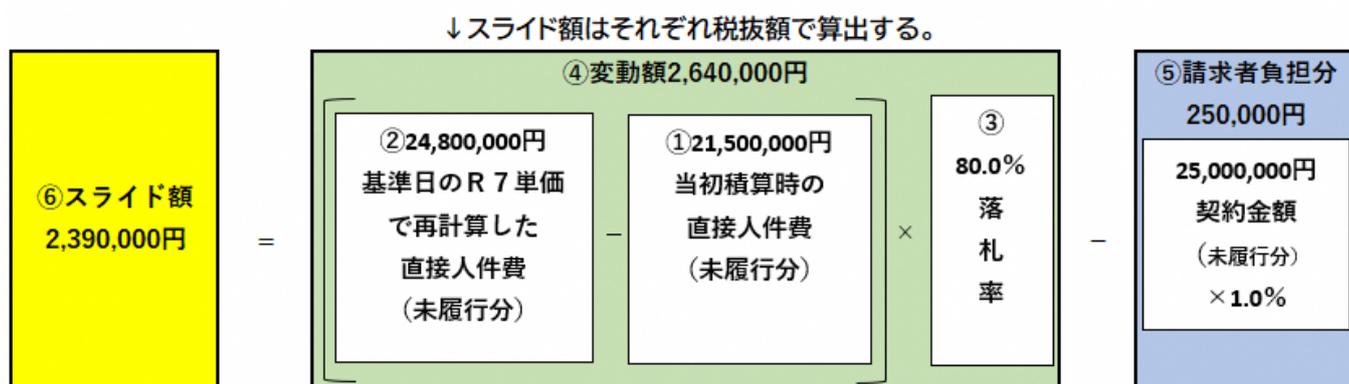
P:受注者負担率(増額スライド)または発注者負担率(減額スライド)(100分の1)

K:契約金額(未履行分)

算出例

※労務単価が上昇した増額スライド

対象業務	〇〇庁舎清掃業務(R8.4.1~R10.3.31の2年契約)
契約金額(2年分の額)	50,000,000円(税抜) 55,000,000円(税込)
(当初積算)直接人件費(1年分)	21,500,000円(税抜)
(基準日(R9)労務単価で再計算)直接人件費(1年分)	24,800,000円(税抜)
落札率(小数第2位を切り上げ)	80.0%
契約金額(未履行分)(R9.4.1~R10.3.31分)	25,000,000円(税抜) 27,500,000円(税込)



変更契約で増加する金額は、スライド額に消費税相当額を乗じた額とする。
 $2,390,000 \text{円} \times 1.1 = 2,629,000 \text{円}$ 増額の変更契約となる。

5. 事務手続

(1)運用手順

- ① スライド請求について事前の打ち合わせ(目安:基準日の1カ月前までに)
 - スライド変更契約の基準日の1カ月前(履行開始日から11か月を経過した日以降。2回目以降のスライド請求においては、前回のスライド基準日から11か月を経過した日以降。)を目途に、受注者と発注者で事前打ち合わせを行います。
 - ②のスライド協議の請求を希望する場合は、発注者に対し事前打ち合わせについてご相談ください。発注者は、スライド額を試算し、受注者と契約金額変更の可否及び今後の手続き等について調整を行います。
- ② スライド協議の請求
 - 受注者は、発注者に対し、(様式1)契約金額の変更について(請求)を提出してください。請求日は、発注者が請求書面を受理した日となります。

③ 協議開始(スライド額の算出)

- 受注者から請求書面を受理した後、発注者はスライド額の算出を行い、協議を開始します。
- 発注者は、スライド額の算出結果、スライド額が発生する場合は(様式 2-1)「契約金額の変更額について(協議)」(以下「変更額協議通知」という。)で、スライド額が発生しない場合は(様式 2-2)「契約金額の変更額について(協議)」により、それぞれ受注者に対して通知します。
- 上記通知は、いずれも請求日の翌日から起算して 21 日以内に受注者に届くように行います。
- なお、当該期日内に通知が困難な場合、その旨を受注者に報告して、通知期限を別途受注者と協議し定めた上で、当該期限内に通知します。

④ 承諾通知の受領

- 受注者は、③のいずれかの通知を受理した後、内容に異議がなければ、発注者に対し(様式 3)「承諾通知」を提出します。内容に異議がある場合は、再度、協議を行います。
- 承諾通知は、③の通知に記載された回答期日までに提出してください。
- なお、変更協議は、承諾通知を発注者が受理した日に成立します。

⑤ 変更契約の締結

- 受注者及び発注者は、④の通知で協議または決定した変更契約額に基づいて、変更契約の手続きを行います。

(2)受注者から承諾通知の提出がない場合の取扱い

- 受注者から回答期日までに承諾通知の提出がない場合、発注者は、③で通知した額を変更契約額とし、(様式4)「契約金額の変更決定について(通知)」で通知します。
※通知が届いても、変更契約の手続きを経なければ、変更契約を締結することにはなりません。

6.実施時期

スライド条項制度は、令和8年4月1日以降より履行期間が始まる契約から適用します。なお、契約変更の対象は、履行開始日から 12 か月を経過した日以降の未履行期間における直接人件費であるため、実際に契約金額が変動するのは令和9年度以降となります。

【参考】スライド条項～契約変更 フロー図

